

相続登記必要書類

☆最初のご相談時にご用意いただくもの

- 不動産登記簿謄本（古いものでも結構です）又は権利証
（不動産以外に資産があり、遺産分割協議をされる場合は、関係資料一式）
- 固定資産納税通知書 各1通
（毎年5月頃に役所から送られてくるもの）

1. 被相続人

- 除籍謄本、改製原戸籍、戸籍謄本 各1通
※12, 3歳から死亡までの戸籍すべてが必要です。
- 住民票〈本籍の記載をお願いします〉、又は戸籍附票 1通
（登記された住所から、最終住所までの沿革を証明できるもの）
- 固定資産税評価証明書 各1通

2. 相続人

- 全員の戸籍謄本 各1通
- 全員の印鑑証明書 各1通
- 登記を受ける人の住民票 各1通

3. 後日、司法書士事務所が作成するもの

- 登記を受ける人の委任状
- 遺産分割協議書又は協議証明書（実印の押印が必要です。）

※家庭裁判所に相続放棄をされた場合、遺言書がある場合や法定相続分で登記される場合は必要書類が異なってきますので、別途ご相談下さい。

※権利証の原本は、原則必要ありませんが、住所の証明が付かない場合等にご用意いただくことがあります。

※戸籍謄本と住民票を代行して収集する場合、1通1,050円の事務手数料をいただいています。

☆登録免許税は、固定資産税評価額の0.4%です。

堺市堺区向陵中町4丁4番1号

司法書士 吉田浩章

TEL 072-254-5755